

「空き家のことが気になっているけれど、何から手を付けてよいかわからない...」「空き家を買ったり貸したりしたいけど、どんな手続きが必要かわからない...」など、空き家に関してのお悩みはありませんか?

当日は司法書士や建築士、宅地建物取引士などの専門家が、空き家に関する相談を無料で受け付けます。

相続問題、土地建物の売買・賃貸、リフォームに関することなどでお悩みの方は、ぜひこの機会にお気軽にご相談ください!ご希望の方には、香南市空き家バンク制度や解体・改修等の補助金についてもご説明します。

※相談は予約制となりますので、相談をご希望の方は下記まで電話でお申込みください。

CLOSE UP
相談

出張! 高知県空き家相談窓口
空き家相談会 in 香南市

香南市のいちふれあいセンターで、空き家に関する出張相談会を開催します!

高知県空き家相談窓口ホームページ



問 高知県空き家相談窓口
☎088-8003-6511



- 日時 11月29日(土) 10時~16時
- 場所 のいちふれあいセンター 1階ふれあい室 (野市町西野534-1)
- 相談料 無料
- 予約受け付け 高知県空き家相談窓口 ☎088-8003-6511 ※予約受付時間/平日10時~17時

CLOSE UP INFORMATION

相談窓口	相談内容	相談時間
福祉事務所 ☎0887-57-8509	◆総合的な相談対応	8:30~17:15 土・日・祝日・年末年始は除く
〈警察〉警察総合相談窓口 ☎088-823-9110 (#9110)	◆警察への相談全般	24時間対応
〈警察〉犯罪被害者ホットライン ☎088-871-3110	◆犯罪被害相談全般	24時間対応
〈高知県〉犯罪被害者等支援相談窓口 ☎088-823-9340 ※	◆犯罪被害全般 支援機関の調整	9:00~12:00, 13:00~16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
こうち被害者支援センター ☎088-854-7867 ※	◆犯罪被害者支援の 相談付き添い支援	10:00~16:00 土・日・祝日・年末年始は除く
〈警察〉性犯罪被害相談電話 ☎#8103 (全国共通ダイヤル)	◆性犯罪被害に関する 相談	24時間対応
〈警察〉性犯罪・DV・ストーカー等 相談電話 ☎088-873-0110	◆性犯罪・DV・ストーカー 等に関する相談	24時間対応
性暴力被害者 サポートセンター こうち ☎0120-835-350 (#8891)	◆性犯罪・性暴力被害 に関する相談	9:00~17:00 日・祝日・年末年始は除く 上記時間外はコールセンターへ転送

※面接相談は要予約。秘密は厳守しますので安心してご相談ください

CLOSE UP
相談

犯罪被害者等の
相談窓口について

11月25日から12月1日までの1週間は「犯罪被害者週間」です。香南市でも福祉事務所内に相談窓口を設置し、必要な支援をできる機関の情報提供などを行っています。

一人で悩まず
まずはご相談を



弾道ミサイルを想定した
避難訓練を行います

防災の
ススメ

「もしも」に備えを!
■防災対策課 ☎57-8501



香南市として初めて弾道ミサイルを想定した訓練を行います。参加者は香我美市民館を使用している地域の方です。人数に限りがありますが、見学を希望される方は防災対策課までご連絡ください。

日時 11/29(土) 10~11時

場所 香我美市民館およびその周辺

お願い

当日は訓練の屋外放送等も行います。近隣の皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

弾道ミサイル飛来時の行動

屋外
にいる場合

爆風や破片などを避ける

近くの建物の中



または地下へ

頑丈な建物や地下施設等へ避難することが望ましいですが
それ以外でも構いません。

近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す
または地面に伏せ
頭部を守る

屋内
にいる場合

爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し

窓から離れる
または窓がない部屋へ



大規模地震発生後の 建物と宅地の調査について



大規模地震発生後は、二次被害の防止・軽減のためできるだけ速やかに建物・宅地の応急危険度判定を行う必要があります。調査の際にはご協力をお願いします。

被災建築物応急危険度判定

余震で倒壊するなどの危険性があるかどうかを判定します。被災者がそのまま家にいていいのか、避難所に避難した方がいいのかなどを判断するためのものです。

判定結果は3種類のステッカー (A3サイズ) を建物の出入り口などに貼り付けて表示します

緑(宅地は青)



使用可能です

黄色



立ち入る場合は十分に注意してください

赤



立ち入るのは危険です

被災宅地危険度判定

地震や降雨等による宅地災害が広範囲に発生した後に被害の状況を把握して危険度を判定します。
※地震だけでなく降雨災害にも対応しています

その他、被災者支援制度を受けるためには

「り災証明書」が必要です!

地震発生後、建物に被害があった方は
住家被害認定調査を受けることで
被害程度を証明した「り災証明書」が発行できます。
※申し込みが必要です